

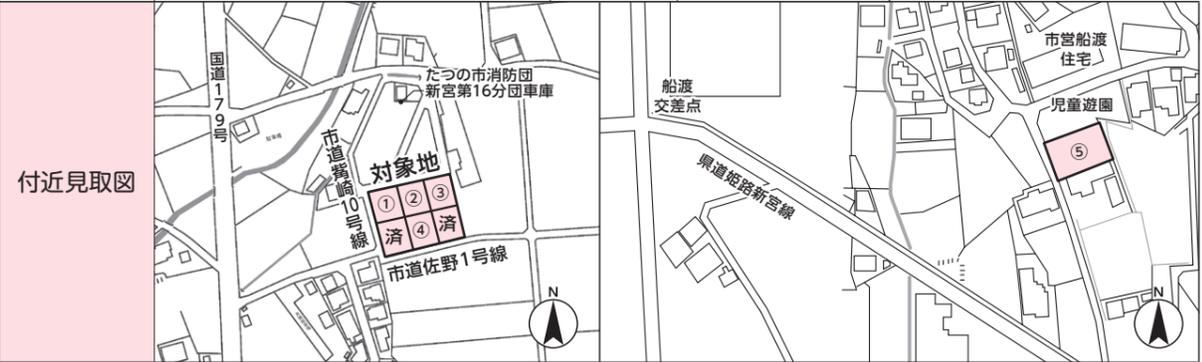
市有地を売却します

市有地を戸建て専用住宅用地として、一般競争入札により売却します。
購入を希望される方は、契約課にて配布または、市ホームページに掲載している「令和7年度普通財産売却案内書」をご確認の上、お申し込みください。入札に参加するには、事前に入札参加申込が必要です。

入札参加申込期限 8月21日(木) **開札日時** 9月25日(木) 14時～(予定)
入札書の提出期限 9月22日(月) **入札書提出・問い合わせ先** 契約課(☎64・3218)

物件番号	所在地	地目	面積
①	新宮町髙崎字大上金105番3	宅地	305.75m ²
②	新宮町髙崎字大上金105番6	宅地	312.58m ²
③	新宮町髙崎字大上金105番7	宅地	300.80m ²
④	新宮町髙崎字大上金105番9	宅地	300.80m ²
⑤	新宮町船渡字烏帽子町36番6 新宮町髙崎字津170番3	宅地	529.12m ²

市ホームページは
こちらから



付近見取図

住宅建築について

①～④地縁者の住宅区域※1 ⑤新規居住者の住宅区域※2 [市街化調整区域]
※1 市街化調整区域(越部小学校区または東髙崎・大住寺地区)に通算して10年以上居住した方が、世帯分離やUターンなどの理由により、戸建て住宅を建築できる区域です。
※2 居住者要件なしでどなたでも戸建て住宅を建築できる区域です。
詳細については、市ホームページをご確認ください。

※上記物件は、一般競争入札による売却ですが、その他プロポーザル方式による売却物件があります。詳しくは市ホームページをご覧ください。

あなたの歌を聴かせてください! 「第8回たつので生まれた童謡歌唱コンクール」参加者募集中

「童謡の里たつので」で生まれた新しい童謡が世代を超えて歌い継がれることを願い、童謡歌唱コンクール参加者を募集します。

募集要項

応募部門 **個人部門** 個人または4人以下のグループ(斉唱に限る)
合唱部門 5人以上のグループ(混声、同声いずれも可)

応募資格 個人部門は、兵庫県在住、在勤、在学の方で年齢は問いません。
合唱部門は、活動拠点が兵庫県内であること。伴奏楽器はピアノとします。(応募時はアカペラ可)

課題曲 個人・合唱部門ともに課題曲一覧から1曲を選曲してください。
※課題曲一覧は、募集チラシ、ホームページに掲載しています。

応募方法 **【電子メールでお申し込みの場合】**
参加申込書、歌を録音した音声データを添付の上、電子メールでお申し込みください。
✉ doyonosato@tatsuno-cityhall.jp
【持参または郵送でお申し込みの場合】
参加申込書をご記入の上、歌を録音したCDまたはカセットテープを持参または郵送にて、下記応募先へお申し込みください。

審査方法 第一次審査(歌を録音したCD・カセットテープ・音声データによる審査)後、最終審査があります。
参加費 1曲につき1,000円(ただし、指揮者、伴奏者を除く参加者全員が高校生以下の場合は無料)
最終審査 令和8年2月1日(日) 赤とんぼ文化ホール(大ホール)にて行います。
その他 詳細は、募集チラシまたはホームページをご覧ください。

応募締切 9月30日(火) ※郵送の場合、当日消印有効

応募・問い合わせ先 (公財)童謡の里龍野文化振興財団 赤とんぼ文化ホール「童謡歌唱コンクール係」
住所 〒679-4167 たつので市龍野町富永 ☎63・1888 Fax 63・2026 HP https://www.tatsuno-cityhall.jp



たつので市民民主化推進協議会総会記念講演

人権文化の創造をめざして
学ぼう人間の尊厳

たつので市民民主化推進協議会総会後には、講師に部落解放同盟中央本部副委員長 片岡明幸さんをお迎えし、「全国部落調査」裁判の経過と課題および情報法について」と題した講演会を行いました。

「全国部落調査」とは、昭和初期に行った同和地区の所在を調査したことを言い、その内容は非公開として報告書にまとめられました。2016年、その報告書に現在の地名をつけて一冊の本を作成し、インターネットで販売しようとした出版社が出版を求めました。それを問題として、解放同盟が出版差し止めを求めたのが、全国部落調査復刻裁判です。

講演では、裁判の経過について詳しく話をしてくださいました。そして、8年という長い年月をかけて、2023年に裁判が確定し、日本の裁判で初めて国民には差別されない権利があると認められた判決が出たことを教えてくださいました。この判決には大きな意義があり、差別をなくすための取り組みを進めていく一つの根拠をつくったと力強く語られました。

しかし、この出版社の関係者は、裁判後も同和地区の動画を撮り、インターネットに載せるという行為を続けています。こういった差別を助長する動画や個人に対する誹謗中傷などの差別情報を削除するため「情報流通プラットフォーム対処法」(以下、情報法)が、今年の4月から施行されています。情報法が施行されたことにより、大規模に、情報法の施行により、大手プラットフォーム事業者(グーグル、LINEやFacebookなど)に対して差別情報や誹謗中傷などの被害を受けた時に誰でも消して欲しいと言えようになったことを多くの方々に知らせてください。と会場の参加者に呼びかけ、インターネット上の差別で苦しむ人をなくしていくと締めくくられました。

最後に、情報法の施行により、大手プラットフォーム事業者(グーグル、LINEやFacebookなど)に対して差別情報や誹謗中傷などの被害を受けた時に誰でも消して欲しいと言えようになったことを多くの方々に知らせてください。と会場の参加者に呼びかけ、インターネット上の差別で苦しむ人をなくしていくと締めくくられました。

人権教育推進課 ☎64・3182

消防最前線 230

西はりま消防組合たつので消防署 ☎63・3511

山・川・海で安全に楽しもう!

山での注意点

- 知識・体力・経験に見合った山選びをする。
- 十分な装備と服装で登山し、無理のないスケジュールで入山する。
- 登山計画書を作成し、登山口にあるポストや警察署に提出する。家族にも計画を知らせておく。

川での注意点

- 子どもだけで遊ばせない。
- 水流が早い場所、深みのある場所は避ける。
- 雨が降り始めたり、雷が聞こえたら、すぐに避難する。
- ライフジャケットを着用する。

海での注意点

- 子どもから目を離さない。
- 危険な場所に近づかない。
- 健康状態が悪いときや飲酒した状態では遊泳しない。

花火・火遊びによる火災の防止

夏の風物詩と言えば「花火」。夜空を照らす色とりどりの花火が、私たちに楽しませてくれ、子どもから大人まで楽しみな季節となりました。

しかし、楽しい花火も使い方や場所を誤ると、火災や火傷などの事故につながる可能性があります。特に子どもだけでの花火は、発見や通報が遅れ、被害が拡大することがあります。

花火を安全に遊ぶポイント

- 風の強いときは花火をしない。
- 燃えやすいものがなく、広くて安全な場所を選ぶ。
- 子どもだけでなく大人と一緒に遊ぶ。
- 説明書をよく読み、注意事項を必ず守る。
- 水バケツを用意し、使った花火は必ず水につける。

子どもの火遊びによる火災防止ポイント

- 子どもだけを残して外出しない。
- ライターやマッチを子ども手の届くところに置かない。
- 子どもだけで火を取り扱わない。
- 火遊びをしているのを見かけたら注意する。
- 火災の恐ろしさ・火の取り扱いについて教育する。

これらのポイントに気を付けて、火災や火傷のない夏にしましょう。

市内の災害状況 (2025年1月1日からの6月20日現在)

火災	12件
救急	2,074件
救助	35件

災害情報案内(自動音声案内) ☎0791・76・7150
休日・夜間病院案内(自動音声案内) ☎0791・76・7160